



平成 23 年 7 月 15 日

各 位

会社名 株式会社ストロベリーコーポレーション
代表者 代表取締役社長 小原 正美
(JASDAQ・コード 3429)
問合せ先 経営管理部長 吉成 睦
TEL : 03-5953-5115

訴訟の判決に関するお知らせ

当社が、弁護士・森田政明氏および弁理士・森正澄氏（以下、「原告両名」という）から提起されていた訴訟に関し、平成 23 年 7 月 14 日、東京地方裁判所において、下記のとおり判決がありましたので、お知らせいたします。

1. 訴訟の経緯

当社が原告両名に対して支払った報酬額に対して、当社と原告両名との間に認識の違いがあり、原告両名は、当社の支払額が不足していると主張し、すでに支払いをした金額以外に、当社に対して約 41 百万円を請求するものとして訴訟が提起されておりました。

2. 訴訟の提起があった裁判所および年月日

- (1) 訴訟の提起があった裁判所：東京地方裁判所
- (2) 訴訟の提起があった年月日：平成 21 年 10 月 26 日

3. 訴訟を提起した者

森田政明（東京都文京区）および森正澄（東京都中野区）

4. 訴訟の内容および請求金額

- (1) 訴訟の内容：当社は、当社が認識する報酬月額および報酬支払期間の計算方法に基づき、原告両名に対して、弁護士報酬および弁理士報酬の支払額を決定し、支払いを行いました。この支払いに対して原告両名は当社の認識と異なった原告両名が認識する計算方法によって報酬額を計算すべきである旨を主張し、当社が支払済の報酬額に対して不足額があるものとして、差額の支払いを請求されたものであります。

- (2) 請求金額：約 41 百万円

5. 判決の内容

原告両名の請求の一部を認容し、請求金額および金利を含め、約 32 百万円の支払いを当社に命ずるものであり、この支払いについては、仮執行が可能となっております。

6. 今後の見通し

当社は、本判決を不服として控訴する予定ですが、仮執行がなされた場合、当該金額を特別損失として計上する可能性がありますので、決定した場合には、すみやかにお知らせいたします。

以 上